



国立大学リスクマネジメント情報

2025(令和 7)年 9 月号

<https://www.janu-s.co.jp/>

特集テーマ

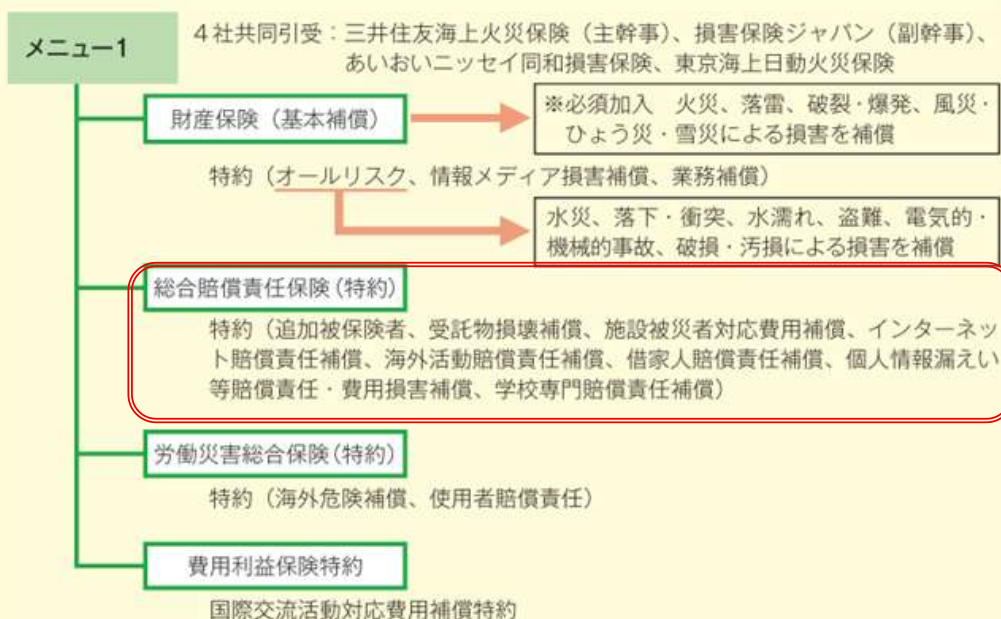
大学のリスクと国大協保険 ～ ⑤総合賠償責任保険特約 ～

本号は、大学のリスクと国大協保険の連載の続きです。、連載の4回目 2025 年 7 月号で賠償事故に対する保険適用の基本の考え方をご説明しました。
本号では、賠償系保険の基本であるメニュー1 総合賠償責任保険特約を取り上げます。

1. 国大協保険の構成とメニュー1総合賠償責任保険

国大協保険メニュー1 は大きく財産系、賠償系、労災系、費用系の 4 つに分かれていますが、賠償系の最も基本となるのが、メニュー1 総合賠償責任保険特約です。本特約に加入しないと他の賠償系の特約に加入することはできません。

国大協保険の構成



メニュー2 診療所賠償責任保険 引受：東京海上日動火災保険

※附属病院における医師賠償責任保険及び医療施設賠償責任保険は、国立大学病院長会議が国立大学病院損害賠償責任保険（病院長会議保険）として団体保険契約を行っています。

メニュー3 傷害保険（役員） 引受：損害保険ジャパン

メニュー4 ヨット・モーターボート総合保険 引受：損害保険ジャパン



2. 保険金をお支払いする場合(その1)

総合賠償責任保険特約の保険金をお支払いする場合は、以下のとおりです。

国立大学法人あるいは大学共同利用機関法人が次に掲げる日本国内で生じた事故により、第三者の生命もしくは身体を害し(以下「身体障害」といいます。)
またはその財物を滅失、破損もしくは汚損(以下「財物損壊」といいます。)した場合において、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(以下「損害」といいます。)
に対し保険金をお支払いします。

(1) 日本国内で生じた事故

日本国内で発生した事故が対象となります。海外での賠償事故については、海外活動賠償責任補償特約への加入が必要となります。(3頁 5. (1)参照)

(2) 第三者

第三者とは、保険者(引受保険会社)、被保険者(保険金の支払いを受けられる者)以外です。具体的には、学生や一般の来訪者等となります。教職員も第三者となりますが、業務中の身体障害は免責となり労災保険での対応となります。(4頁 5. (4)参照)

(3) 身体障害、財物損壊

身体障害とは、具体的にはケガや病気、財物損壊とは、物の物理的な破損です。経済的な損害や精神的な苦痛は対象となりません。(3頁 5. (3)参照)

(4) 法律上の賠償責任

法律上の賠償責任とは、民法等の法律による賠償責任です。

具体的には、過失による不法行為責任、教職員の不法行為に対する使用者の賠償責任、大学の建物等の瑕疵による土地工作物責任、学生や教職員に対する安全配慮義務違反による債務不履行責任等となります。

⇒ 法律上の賠償責任については、以下の情報誌をご参照ください。

情報誌2025年6月号
大学のリスクと国大協保険～④賠償事故に対する保険適用の基本の考え方～
https://www.janu-s.co.jp/mail_magazine/backnumber_202506.html

3. 保険金をお支払いする場合(その2)

総合賠償責任保険特約の補償対象となる事故は大きく次の4つの事故です。

(1) 施設(含む昇降機)に起因する賠償事故(施設賠償)

大学等が所有、使用、または管理する施設・設備(含む昇降機)に起因する賠償事故が対象となります。例えば、壁の剥がれ、道路の陥没等の施設の管理不備等により第三者に被害を与えた事故が該当します。

施設の範囲は、大学が設置、運営するほぼ全ての施設となりますが、附属病院、保険管理センターの医療施設は除かれます。これらの施設に起因する賠償事故については、国立大学病院長会議の賠償責任保険、国大協保険メニュー2(診療所賠償責任保険)での対応となります。

(2) 業務遂行に起因する賠償事故(業務賠償)

大学の業務遂行に起因する賠償事故が対象となります。例えば、大学の実験中に安全管理不備により学生がケガをしたといった事故が該当します。

業務の範囲は、大学の行う業務のほぼ全てが含まれますが、医療行為等の専門業務については、免責となります。医療行為に起因する賠償事故については、国立大学病院長会議の賠償責任保険、国大協保険メニュー2(診療所賠償責任保険)での対応となります。



(3)生産物、業務の結果に起因する賠償事故

大学が販売、提供する生産物に起因する賠償事故や業務終了後に業務の結果に起因する賠償事故が対象となります。

(4)人格権侵害、来訪者財物の紛失等、使用不能に起因する賠償事故

- ・人格権侵害(不当な身体拘束、自由の侵害、名誉棄損)による賠償事故が対象となります。
- ・来訪者財物の紛失等とは、来訪者財物の滅失、破損、汚損、紛失、盗取による賠償事故を言います。学生や病院の入院患者から預かった物品の紛失が該当します。
- ・使用不能とは他人の財物を滅失、破損、汚損することなく使用不能にした賠償事故を言います。

4. 支払われる保険金

(1)損害賠償金

身体障害事故の場合は、主に被害者の治療費、入院費や休業補償等が、財物損壊事故の場合は主に修理費等が対象となります。財物の価額は時価額が基本となります。

(2)争訟費用

訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用で、保険会社の同意を得て支出したものが対象となります。保険会社の同意なしに大学が弁護士委任を行った場合には、費用の全額が支払われないことがありますので、ご注意ください。

(3)緊急措置費用

被害者を病院へ護送する等、応急手当を実施した場合の費用等、損害を防止軽減するために必要な手段を講じたことによって要した費用のうち、緊急もしくはやむをえない措置のため支出した費用が対象となります。

(4)損害防止、権利保全行使費用

発生した損害の拡大防止・軽減のために要した費用や他人に損害賠償の請求ができる場合、その権利を保全するために要した費用が対象となります。

(5)協力費用

事故解決にあたり、保険会社の求めに応じ協力するに要した費用となります。

5. 主な免責項目等と他の特約との関係

総合賠償責任保険特約の補償対象外となる項目や主な免責項目とメニュー1の他の特約や他の保険の関係は以下のとおりとなります。

(1) 海外での業務遂行に係る賠償責任

メニュー1総合賠償責任保険特約の補償範囲は日本国内での事故に限られています。海外出張等における海外での業務遂行リスクは補償対象外となっています。海外での業務遂行による賠償責任については、メニュー1 海外活動賠償責任補償特約で補償できる場合があります。

(2) 法律上の損害賠償責任のない見舞金

大学の施設内で法律上の賠償責任が無い事故が発生し、相手方に見舞金を支払う時は、メニュー1施設被災者対応費用補償特約で補償できる場合があります。

(3) 経済損害や精神的苦痛に対する賠償責任

メニュー1総合賠償責任保険特約は、身体障害、財物損壊による損害を補償する保険で、経済損害



や精神的苦痛に対する賠償責任は補償できません。国大協保険メニュー1のうち次の3つの特約では、これらに対する補償が可能な場合があります。

- ・インターネット賠償責任補償特約
- ・個人情報漏えい等賠償責任補償特約
- ・学校専門賠償責任補償特約

(4) 教職員の業務中の身体障害

教職員が業務中にケガ等をし、大学に賠償責任が発生する場合がありますが、メニュー1 総合賠償責任では免責となります。その場合は、政府労災、メニュー1 労災総合保険、同使用者賠償責任補償特約での対応となります。

なお、教職員の私物に対する財物損壊については、業務中是不担保となりますが、駐車中の教職員の車両が管理の過失による倒木で傷ついたような場合は、総合賠償責任保険特約での補償が可能です。

(5) 医療行為に起因する賠償責任

医師や看護師等の行う医療行為に起因する賠償責任は専門職業人賠償責任と呼ばれ、通常の賠償責任保険では免責となります。

総合賠償責任保険特約でも免責となるため、国立大学病院長会議の賠償責任保険、国大協保険メニュー2 診療所賠償責任保険での対応となります。

(6) 受託物に対する賠償責任

大学での研究では、他機関の所有の研究機器等を借り受けて占有して使用することがあります。そのような借り受ける物品のことを受託物といい、通常の物品よりも賠償リスクが高いため、一般の賠償責任保険では免責となります。

総合賠償責任保険特約でも免責となるため、メニュー1 受託物損壊補償特約や明記物件2として財産保険(基本補償)やオールリスク特約を適用する対応となります。

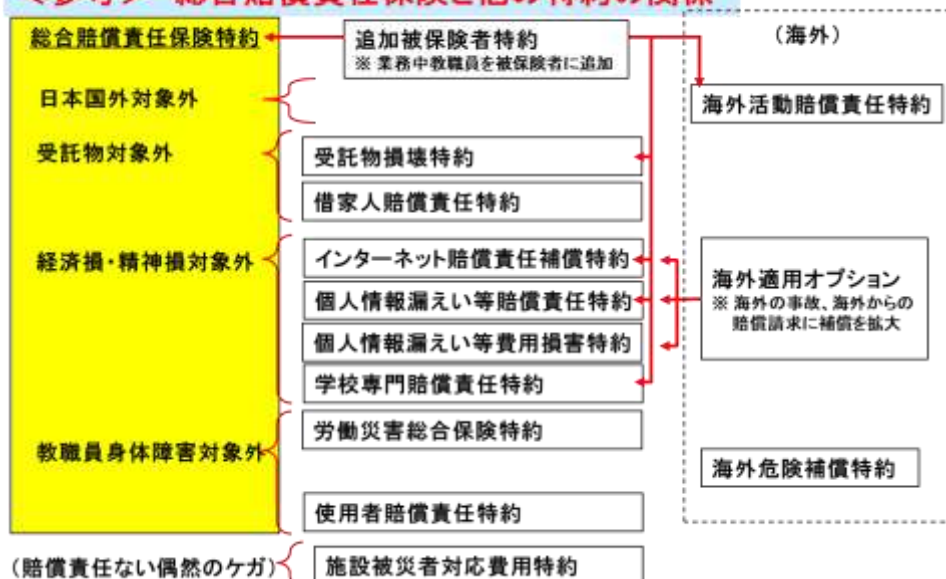
また、大学が借り受ける住居や事務所の貸主(大家)に対する賠償責任も受託物の免責となるため、メニュー1 借家人賠償責任補償特約での対応となります。

(7) 自動車、ヨット・モーターボートに起因する賠償責任

自動車、ヨット・モーターボートの所有、使用、管理に係る賠償責任についても、一般の賠償責任保険では免責となります。

総合賠償責任保険特約でも免責となるため、別途、自動車保険、国大協保険メニュー4 ヨット・モーターボート総合保険での対応となります。

<参考> 総合賠償責任保険と他の特約の関係





6. 主な支払事故

メニュー1 総合賠償責任保険の保険金支払事故の施設損害では、宿舍の配管からの漏水による入居者財産の損傷、豪雨による水のあふれ出による隣接施設の損壊、側溝のふたや入構ゲートが壊れている等の施設瑕疵による事故が多く起こっています。また、倒木や枝折れによるケガや車両毀損や降り積もった雪が落下することによる事故も起こっています。

業務中の事故では、件数が多いのは草刈中の石の飛び跳ねによるケガや車両毀損ですが、保険金支払額が高額となるのは正課中(実験・実習中)や大学管理下での事故です。

年度	概要	事故種類	保険金支払額
2018 年度	職員宿舍の排水管から漏水発生し、入居職員家財に被害発生。	施設瑕疵・漏水	11,955 千円
2019 年度	給水管破損による漏水。厨房委託先業者への賠償。	施設瑕疵・漏水	9,773 千円
2021 年度	立体駐車場で歩行中に入口ゲートバーが突然降りてきて転倒、右大腿骨頸部骨折。	施設瑕疵・漏水	3,150 千円
2014 年度	大学敷地内を学生が自転車で走行中、路面陥没所にタイヤを取られ転倒、歯を3本折損。	施設瑕疵・漏水	1,897 千円
2019 年度	階段が腐食しており落下負傷。	施設瑕疵・漏水	1,714 千円
2021 年度	倒木により、駐車車両を破損。	倒木・溢水・強風	21,037 千円
2010 年度	大雨により排水枡があふれ、近隣施設に漏水被害が発生。	倒木・溢水・強風	11,905 千円
2018 年度	施設の木が倒木し、隣地駐車車両を損傷した。	倒木・溢水・強風	1,281 千円
2019 年度	立ち木が倒れて隣接地に損害。	倒木・溢水・強風	1,172 千円
2018 年度	台風21号。構内においていた無施錠の物置の扉が開き内容物飛散。車両損傷。	倒木・溢水・強風	911 千円
2005 年度	大学グラウンドの砂が台風の風で飛散し向かいの建物ガラスを破損。	倒木・溢水・強風	812 千円
2012 年度	体育館の屋根雪が落下し、駐車車両 6 台を破損させたもの。	落雪・雪害	1,869 千円
2015 年度	駐車場内植木より落雪し、来客車両を破損させた。	落雪・雪害	771 千円
2017 年度	臨時用務員が草刈り機で草刈り中、駐車してあった車に小石を飛ばし傷つけたもの。	草刈・除雪	1,325 千円
2017 年度	用務員が草刈中、小石がはねて教職員の車3台に傷がついた。	草刈・除雪	600 千円
2016 年度	野外実習中、学生が川に溺れ溺死したもの。	正課・管理下	104,418 千円
2007 年度	卒業研究で地質調査中の学生が落石により死亡。	正課・管理下	66,838 千円
2010 年度	実験中爆発により、学生が負傷した。	正課・管理下	32,859 千円
2007 年度	学生が実習中に粉碎機に巻き込まれ後遺障害。	正課・管理下	25,114 千円
2004 年度	授業中に使用していたレーザー装置が学生の目に当たり受傷。	正課・管理下	18,670 千円
2008 年度	学園祭のクレープを作りおきたために食中毒が発生。	課外活動・大学祭	3,877 千円
2008 年度	陸上部員が部活中トレッドミルに巻き込まれケガ。	課外活動・大学祭	4,400 千円
2006 年度	教職員が解雇になった教職員より名誉毀損で訴えられる。	その他	1,816 千円
2009 年度	懲戒処分に対する事前公表について違法性を問われているもの。	その他	866 千円



2025. 8 月

大学リスクマネジメント News PickUp

<Web から大学（国立以外含む）関連ニュースを検索>

<大学の管理・経営>

8. 25 ○大学の学生寮の寮生に大学が明け渡しを求めた裁判は、寮生が来年（2026年）3月までにいったん退去し、その後、大学が耐震工事を行うことなどを条件に和解が成立した。○大学の学生寮は、現役の学生寮として日本最古と言われ、大学はこの宿舎について「地震で倒壊する危険性がある」として寮生に明け渡しを求め、寮生側は反発して裁判となった。1審の地裁は、2024年2月、寮に住む17人のうち14人の入居の継続を認めた一方、大学が退去を通告した2017年12月以降に入居した3人については明け渡しを命じ、大学と寮生側の双方が控訴していた。
8. 27 ○大学などを運営する学校法人の副理事長が、2020年から翌年にかけて学校法人が太陽光発電設備などを購入する際に、副理事長らの利益分約2900万円を上乗せして業者と契約したほか、別の業者との契約でも約2600万円を上乗せし、合わせて5500万円の損害を学校法人に加えたとして背任の疑いで逮捕。

<事件・事故>

8. 5 ○大学のキャンパス内の工事現場で、作業員が不発弾のようなものを発見した。大学からの110番を受け、県警は現場周辺で一部、交通規制を敷いている。不発弾のようなものは長さ約60センチ、直径約15センチ。キャンパスがあった場所には戦時中、兵器を保管する「陸軍兵器補給廠」が置かれ、5月にも同じ工事現場で不発弾のようなものが見つかった。
8. 6 ○大学で「友人が煙突に登ったまま急にいなくなった」と110番通報があった。工学部の建物にある煙突の下から、落下したとみられる女性が見つかり、死亡が確認された。警視庁が詳しい状況を調べている。

火災

8. 19 ○大学の敷地内にある廃棄物集積場で火事があった。19日「廃棄物集積場から炎と煙が上がっている」と消防に通報があり、駆け付けた消防隊員が約30分後に消し止めた。この火事によるケガ人はいない。火災発生時、現場の出入り口が閉まっていたことから、消防は、太陽光が屈折により一点に集まって火が出たり、リチウムイオンバッテリーが熱を持つことで発火するなど、自然発火の可能性も視野に原因を調べている。
8. 21 ○大学附属病院で7月中旬、患者の胃に「胃管」と呼ばれるチューブを挿入する際に、方法を誤って患者を死亡させる医療事故があったことがわかった。病院はホームページで医療事故の発生を公表した上で「患者様・ご家族様のご期待とご信頼に背くことになり、深くお詫び申し上げます」などとコメント。また、医療事故の発生を受けて病院は外部の専門家も加えた「医療事故調査委員会」を設置し、原因の究明と再発防止策の策定に取り組むとしている。
8. 25 ○大学付属病院で、病院が保管している医薬用外劇物に指定されている「ホルマリン液」7ミリリットル入りの瓶1本が紛失していたことがわかった。8月21日、看護師が保管されているホルマリン液の瓶の本数と管理簿に記載された数が一致しないことに気づいた。関係する部署や廃棄物などを調べたが、ホルマリン液は見つからなかった。ホルマリン液は皮膚に触れると炎症を起こしたり、飲み込むと呼吸困難に陥ることがあるなど毒性が強く、国は医療用外劇物に指定している。流出の可能性がある場合には警察などに届け出る必要があり、大学病院は22日、警察と保健所に紛失を届け出た。その後、25日に職員などに改めて聞き取りを行ったところ、職員の一人が「誤って廃棄した」と証言。廃棄したとされる瓶は、すでに回収業者に渡ったとみられている。
8. 31 31日正午ごろ、大学の大会に参加していた○大学の1人乗りのグライダーが利根川の中州に墜落し、乗っていた学生とみられる女性が死亡した。グライダーは離陸した直後に何らかの原因で墜落した。この事故で国の運輸安全委員会は、調査官2人を現地に派遣し、詳しい原因を調べる方針。

<入試等関連>

8. 19 ○大学は、7月26日に実施した大学院修士課程の入試で、出題ミスがあったと発表。35人が受験した専門科目「化学反応論」の電極反応に関する問題文で「正極」と「負極」を逆に記載した。該当の問題は受験生全員を正解とし、合否に影響はない。
8. 21 ○大学は、2月に実施した2025年度一般選抜（前期日程）で採点ミスがあったと発表。採点ミスが発覚したのは「理科（化学）」で誤った解答を用いて採点を実施した。再採点の結果、合否への影響はない。
8. 26 ○大学は、2025年2月の一般選抜入試で採点ミスがあり、9人を追加合格にすると発表。入学希望者には卒業時期が遅れないよう配慮するほか、不合格で生じた経費を補償する方針。2月9日と22日に実施した「英語」の試験で、4択問題の正解を誤答として採点するミスがそれぞれ1問ずつあった。採点時に用いた解答表が誤っていたのが原因。入試問題集を取り扱う出版社から指摘があり、採点ミスが判明した。
8. 27 ○大学は、大学院博士前期課程の一般選抜試験で出題ミスがあったと発表。出題ミスがあったのは選択科目の「物理化学」の問題で、化学式に誤りがあった。試験終了後に受験生から指摘があり判明した。誤りが



- あった問題については全員を正解とし、合否の判定に影響はない。
8. 29 ○大学は、一般選抜前期日程と私費外国人留学生選抜「英語」の問題の一部にミスがあったと発表。英文中の空欄に当てはまる単語を4つの選択肢から選ぶ問題で、正解の選択肢が間違っていたほか、日本語で書かれた例文と同じ意味になるように英単語を並び替える問題で、解答例としていたもののほかにも正解となる並び替えの組み合わせがあった。さらにほかの2つの問題でも英文に誤植が見つかった。これらのミスは、6月に外部からの指摘を受けて発覚した。大学が採点をやり直した結果、不合格としていた1人が新たに合格になった。
8. 31 ○大学は、大学院博士前期課程の入学選抜で試験実施上の誤りがあったと発表。口述試験で受験者16人を2組に分けて控室に待機させていた際に、一方の部屋のみで参考図書の参照を認めていた。受験者の指摘で発覚した。大学は口述試験の得点を全員満点とし、全受験者32人を合格とした。

<情報セキュリティ>

8. 7 ○大学は、大学が情報ネットワーク事業の管理を委託する外部事業者が不正アクセスを受け、学生及び教職員の個人情報(氏名・メールアドレス・電話番号・所属など)1万6000人超が漏えいした可能性があることを公表。3月7日、委託事業者がサーバーに対する不審なアクセスを探知。直ちに当該サーバーをネットワークから隔離し、調査したところ、サーバー内に保存していた大学の個人情報やシステム情報の一部が外部に流出した可能性があることが判明した。大学は、メールやホームページで謝罪と注意を促す内容を送信・告知する方針。
8. 25 ○大学は8月22日、学術情報センターのネットワークで不正アクセスの痕跡を確認し、在学生・卒業生・教職員の一部についてユーザID・氏名・大学メールアドレスが外部に漏えいした可能性があることを公表した。現時点で管理者権限の奪取やランサムウェア感染、具体的な悪用は確認されていないが、大学は対象者に個別通知を行い、関係機関と連携して調査・対策を継続している。

<ハラスメント>

8. 2 ○大学は、元教授(2024年7月以降に定年退職)が大学関係者2人にセクハラとパワハラの行為をしたとして休職4カ月の懲戒処分にしたと発表。元教授の在職中に学内で行為を受けた2人が2025年1月、大学に相談し発覚。元教授は大学の調査に対し、セクハラとパワハラの事実関係を認めている。
8. 4 ○大学は、教授が同じ部署に所属する教員に対して、2022年4月以降、正当な理由なく、ゼミ担当から外し教育の機会を制限し、また、2024年3月、会議中に不適切な発言をするなどし、ゼミの担当に復帰することによって否定的な主張をしたとして、教授の言動がアカデミックハラスメント行為に当たるとして戒告の懲戒処分にしたと発表した。
8. 6 ○大学は、講師が2023年4月ごろ、一方的に学生を非難したり、指導を大幅に縮小する旨の言動を行うなど学生に精神的苦痛を与えるアカデミックハラスメントを行っていたとして戒告の懲戒処分にしたことを明らかにした。この学生は、講師から指導を受ける立場にあったが、大学のハラスメント相談窓口に相談。講師は今後、教育や研究活動をしなから自らの言動を振り返る「行動改善プログラム」を複数回にわたって受講する。
8. 21 ○大学は、事務職員が5月、飲食店で20歳未満の学生に飲酒を勧めたほか、店からの帰り道に体を触るハラスメント行為を行ったとして諭旨解雇処分にしたと発表。学生からのハラスメント被害の訴えがあり、大学側が調査していた。事務職員はハラスメント行為を認めている。

<学生・教職員の不祥事>

8. 2 ○大学の学生がSNSで知り合った女子中学生が未成年であると知りながら誘い出し、自宅に連れ込んだとして未成年者誘拐の疑いで逮捕。中学生の父親が外出したまま帰宅しない娘と連絡が取れなくなったことから警察に申告して発覚した。
8. 4 ○大学の柔道部員が大麻を使用した疑いで学生寮が家宅捜査を受けた事件で、柔道部員2人が麻薬取締法違反の疑いで逮捕。2人は2025年3月から6月ごろの間、麻薬を使用した上で6月中旬、大学の学生寮で麻薬を含有する液体およそ0.293グラムと乾燥大麻およそ0.015グラムを所持した疑いなどがもたれている。調べに対し、2人は容疑を認めている。
8. 5 ○大学の教授が電車内で、目の前の座席に座っていた女子大学生の右肘に複数回、下半身を押しつけたとして迷惑防止条例違反の疑いで現行犯逮捕。教授は容疑を認めている。
8. 6 ○大学の元准教授が交流サイト(SNS)上で自身の教え子を装った元同僚の教授から中傷されたとして、330万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、地裁は、投稿は名誉棄損に当たるとして22万円の支払いを命じた。元准教授がツイッターでの差別的な投稿を理由に大学を懲戒解雇された2020年、教授は「准教授の元学生」と名乗るアカウントを作成し、元准教授に精神疾患があるなどと中傷する投稿を繰り返した。裁判長は、私的な悪感情から社会的評価を低下させようとした可能性があるとして指摘した。その上で、大学の調査委員会が元准教授がハラスメントに該当する言動を学生にしていたと認めたことを踏まえ、賠償額を算定した。
8. 8 ○大学の学生が酒に酔った状態で乗用車を運転し、大学の敷地内でガードパイプに衝突する事故を起こした疑いで逮捕。駆けつけた救急隊が酩酊状態の学生を病院に搬送した。
8. 9 ○大学の学生2人が路上で寝ていた医師のバックを盗んだ疑いで逮捕。医師は酒に酔った状態で、バックは約5万円相当、中には現金約2万円などが入っていた。パトロール中だった警察官が、不審な動きをする学生2人に気付く現行犯逮捕した。
8. 14 ○大学の大学院生が今年6月1日、オンラインゲームで知り合った男子中学生に性的暴行を加えたとして不



- 同意性交の疑いで逮捕。大学院生は容疑を認めていて、警察は余罪があるかどうかも含め調べている。
8. 15 ○大学の大学院生が歩道上で、面識のある女性に対して体を触るなどのわいせつな行為をしたとして不同意わいせつの疑いで再逮捕。大学院生は、集合住宅の室内で別の女性にわいせつな行為をしたとして7月にも逮捕されていて、警察は余罪についても調べている。
8. 15 ○大学の学生が関西万博会場内で扇子やワッペンなどグッズ9点(計約7万4000円相当)を万引きしたとして窃盗の疑いで逮捕。
8. 18 ○大学の教員が7月31日の深夜に正当な理由なく学生マンションの女子フロアに侵入し、その後、女子学生に見つかり逃走したとして懲戒免職処分。大学が防犯カメラの映像を確認した結果、この教員と判明したもので、教員は事実関係を認めている。
8. 18 ○大学の化学部門の助教が6月、大学構内で飲酒を伴うジンギスカンパーティーにおいて、泥酔して相撲のような動作で学生を投げ飛ばしたり、その後、研究室に移動して複数の学生の顔面を殴ったりして、ケガをさせていたことが判明した。大学は、暴力行為があったと認め「関係者の処分については調査結果および本学の規則などに基づき、適切に対応する」としている。
8. 19 ○大学の学生が路上で帰宅途中だった女子高校生に「学校は？学年は？」などと声を掛け、体を密着させたうえで、上半身を触るなどのわいせつな行為をした疑いで逮捕。
8. 22 ○大学の学生が2024年7月、アパートの隣室の窓からスマートフォンで男女2人の性的な姿を撮影したほか、2024年8月から10月までの間に、施設の女性トイレの個室に小型カメラを設置し、女性を撮影したとして性的姿態等撮影と性的姿態等撮影未遂の疑いで逮捕。また、学生は、2024年10月ごろから2025年1月までの間、自分が通う大学の女性トイレで、個室の上からスマホを差し向けて女性の性的な姿を撮影しようとした疑いが持たれている。学生は容疑を認めている。
8. 23 ○大学の学生が交際相手の女性の自宅で、女性の胸を蹴り肋骨を折る全治約3週間の重傷を負わせ、さらに首を絞める暴行を加えたとして傷害の疑いで逮捕。
8. 27 ○大学は、非常勤医師が5月24日、走行中の新幹線の座席で下半身を露出し、公然わいせつ容疑で逮捕され、本人も事実を認めているとして停職6か月の懲戒処分にしたと発表。
8. 28 ○大学の学生が2月11日から5月24日までの間、市内で大麻を使用したとして麻薬取締法違反(大麻使用)の疑いで逮捕。パトロール中の県警自動車警ら隊員が職務質問し、尿検査で発覚した。

<不正行為>

8. 1 ○大学は、2019～23年度にかけて、大学病院MEセンターの学会参加者から、大学が支給した旅費など計29万4495円を現金で徴収し、そのうち少なくとも6万円について、予算の都合で私費参加となった職員を含めて配分するなど大学運営資金の目的外使用があったと発表。不正をしたのは臨床技士長で、できるだけ多くの職員が学会などに参加できるようにしたかったと説明。処分は今後検討する。

火災防止チェックリストを使ってください！！>

研究室、事務室における火災防止のための基本的な項目をエクセルのチェックリストにしました。

添付の解説書を読むことでなぜチェックが必要か理解できます。

大学の火災事故が増えています！！点検を行ってください！！

入手はこちら ⇒ https://www.janu-s.co.jp/fire_accident.html





海外ミニ情報

※ WEB 上の海外ニュースから海外の大学の動向をピックアップ

< 米:ア kreditation 団体がマイクロクレデンシャル提供機関の認証に乗り出す >

アメリカではマイクロクレデンシャルと呼ばれる短期の履修認定プログラムが、特段の質保証のメカニズムがないまま、様々な機関、分野等で多数提供されるようになっています。その中で長年大学のア kreditation を実施してきた 2 つの代表的な団体が長期間の準備調査を経て今年からマイクロクレデンシャルの質評価に乗り出すことを決定しました。ニューイングランドの NECHE と北中部の HLC で、いずれも個別のプログラムではなく提供機関の認証をマイクロクレデンシャルの特性を踏まえて行うこととしています。例えば NECHE では認証の際に、教員の質や学生サポートなどの伝統的な観点に加え「機敏さ」agility を加え、認証サイクルも 10 年ではなく 5 年とすることとしています。学習者にとっての投資効果を重視し、プログラム終了後の雇用・昇進率も評価します。

今後さらに多くのア kreditation 団体の参入による競争が予想されますが、大学が縮小する中でマイクロクレデンシャルはますます拡大が見込まれ、学生保護等の観点から需要は大きいとみられています。

<https://www.insidehighered.com/news/governance/accreditation/2025/09/08/accreditors-venture-microcredential-landscape>

< 英:政府機関の大規模調査で 1/4 の学生がセクハラ被害を経験と回答 >

イギリスの学生局 OfS は 9/25 に学生のセクハラ被害に関する調査結果を公表しました。最終学年の学部学生 5 万人以上から回答を得た過去最大規模の調査で、24.5%が在学中にセクハラ被害を経験し、14.1%は性的暴力を受けたとのことです。女性の被害率は 33%と男性(12%)の 3 倍近くで、LGB の学生は 46.6%の高率になっています。被害を大学に正式に報告した学生は 13.2%にとどまります。1.5%の学生は大学の教職員との親密な関係があり、その 68%は教育・評価に関与する教職員との間としています。

OfS は今年 8 月からセクハラ防止のための新しい厳格なルールを導入し、大学の体制整備と公表等を求めている。特に学生・教職員間の親密な関係については権限乱用の恐れから禁止することが望ましいとしています。OfS は個別大学に対し学生が特定されないようにして調査結果を提供し対策に資することとしています。また、学生に対しては大学・学生ユニオンの支援サービスや OfS の web 情報を活用することを推奨しています。

<https://www.timeshighereducation.com/news/national-scandal-quarter-students-suffer-sexual-harassment>

<https://www.timeshighereducation.com/news/universities-resist-relationship-bans-new-rules-come>

<https://www.officeforstudents.org.uk/news-blog-and-events/press-and-media/of-s-publishes-new-data-on-the-scale-of-sexual-misconduct-in-english-higher-education/>

< 香港:大学学部の全学生に占める域外学生の収容上限を 50%に引上げ >

香港政府は 9/17 に大学学部の全学生に占める域外学生の収容上限を 40%から 50%に引き上げると発表しました。昨年 20%から 40%に引き上げたばかりで 2 年連続の拡大となります。また、大学院の研究プログラムの学生については定員の 20%増しまで認めるとのことです。香港の大学への中国本土や外国からの出願は急増しており、この措置は香港を世界的なイノベーションと人材育成の拠点とすることを目指しているとしています。大学にとっては、域外学生の授業料は域内学生の約 3 倍であり財政的にも歓迎しているようです。



香港では域外学生の住居が今後 10 万戸以上不足するとのレポートもありますが、政府は昨年ホテルなどの商業施設の学生住居への転用を促進する施策を講じています。

<https://www.timeshighereducation.com/news/hong-kong-lifts-cap-non-local-students-50-cent>

<https://www.universityworldnews.com/post.php?story=20250917150848995>

< 中国:国家戦略に沿った機動的な大学の専攻新設を促進するための

早期承認制度を創設 >

中国政府は 2025-27 年の高等教育専攻分野最適化計画を承認し、国家の戦略的優先度に沿った新たな専攻の創設と学生受入れについて、従来の複数年度にわたる手続によらず年度内に実施することができる制度を導入しました。この制度により既に無人低空航空技術、国際航海管理、健康医療保険、インテリジェント AV 技術などを含む 29 の学部専攻が創設されています。この制度を支えるために Talent Weather Forecast と呼ばれる雇用人材市場の動向をリアルタイムで示す新たなビッグデータシステムも開発されています。

<https://www.timeshighereducation.com/news/china-aims-agile-education-fast-track-degree-approvals>

<https://opportunities-insight.britishcouncil.org/short-articles/news/china-launches-ultra-fast-mechanism-introduce-new-subjects>

< 大学マネジメントに役に立つ! >

情報誌合冊版 国立大学リスクマネジメント情報 2014.12-2021.12



< 目次 >

- I. ニュースから見た大学のリスク
- II. 国立大学と損害保険
- III. 国立大学リスクマネジメント情報

一冊 2,000 円(消費税込) 送料別

弊社 HP からお求めください。<https://www.janu-s.co.jp/books.html>

配信について

本誌は、各国立大学・大学共同利用機関の国大協保険ご担当者、国大協連絡登録先、ご登録いただいた方にメールで配信させていただきます。(無料) 配信登録、解除は弊社ホームページからお願いします。⇒ <https://www.janu-s.co.jp/>

情報提供のお願い

各大学等でのリスクマネジメントに関する取組み、事故・事件への対応のご経験、ご感想、ご要望等をお寄せください。
⇒ info@janu-s.co.jp

バックナンバー

- 25. 8月 火災事故低減に向けた対策 (3)
 - 25. 7月 高圧ガスの危険と安全対策
 - 25. 6月 大学のリスクと国大協保険
～ ④賠償事故に対する保険適用の基本
の考え方 ～
 - 25. 5月 大学のリスクと国大協保険
～ ③自然災害、火災以外の財産被害 ～
 - 25. 4月 大学のリスクと国大協保険
～ ②火災による財産被害 ～
- ※弊社ホームページからダウンロードできます。

発行 有限会社 国大協サービス

東京都千代田区神田神保町一丁目 4 1 番地

協力 三井住友海上火災保険株式会社